

## 中国・四国地区の国立大学間連携による 高等教育業務継続計画に関する協定書

国立大学法人鳥取大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人山口大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人鳴門教育大学、国立大学法人香川大学、国立大学法人愛媛大学及び国立大学法人高知大学（以下「中国・四国地区10国立大学」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害（以下「災害等」という。）によって、独自では十分な応急措置及び教育・研究・診療機能の継続等ができない状態にある大学（以下「被災大学」という。）に対して、大学間連携により迅速かつ的確な支援を行い、被災大学の業務継続の確保と、早期復旧を図ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

### （グループ別支援体制）

- 第1条 中国・四国地区10国立大学は、被災大学に対する支援を行うため、グループ別支援体制を構築し、被災大学に対する支援を行うものとする。
- 2 グループ別支援体制は、災害等の発生地域に応じて、1次支援及び2次支援を行う大学をあらかじめ定めるカウンターパート方式とする。
- 3 被災大学並びに前項に定める1次支援及び2次支援を行う大学以外の大学については、3次支援を行うものとする。
- 4 グループ別支援体制について必要な事項は、中国・四国地区国立大学間連携による高等教育業務継続計画書（以下「業務継続計画書」という。）に定めるものとする。

### （支援の内容）

- 第2条 支援の内容は、被災大学における応急措置及び教育・研究・診療機能の継続に資するすべてのものを対象とし、具体的な支援の内容については、業務継続計画書に定めるものとする。

### （検討体制）

- 第3条 業務継続計画書に基づき迅速かつ的確な支援を検討するため、検討委員会を置くものとする。
- 2 検討委員会に、円滑な支援方策を具体的に検討するため、支援内容に応じた部会を置くことができる。
- 3 検討委員会及び部会について必要な事項は、業務継続計画書に定めるものとする。

### （平常時の相互協力）

- 第4条 中国・四国地区10国立大学は、日常的に危機管理対策に係る情報共有を図るなど、密接な相互協力を努めるものとする。

### （他の協定との関係）

- 第5条 この協定は、中国・四国地区国立大学が別に締結した災害等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

### （その他）

- 第6条 支援に要する経費の負担等この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、中国・四国地区10国立大学が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書10通を作成し、各中国・四国地区国立大学長が署名し、各自その1通を所持する。

### 附 則

この協定は、平成25年5月30日から施行する。

国立大学法人鳥取大学長

豊島 誠

国立大学法人島根大学長

小林 祥泰

国立大学法人岡山大学長

森田 潔

国立大学法人広島大学長

浅原 利正

国立大学法人山口大学長

丸市 卓哉

国立大学法人徳島大学長

利 行

国立大学法人鳴門教育大学長

田中 雄三

国立大学法人香川大学長

長尾 有吾

国立大学法人愛媛大学長

柳澤 康信

国立大学法人高知大学長

脇口 宏